

〔大城 毅議員 登壇〕

○10番 大城 毅君 一般質問を申し上げます。毎回、米軍のための辺野古新基地建設計画を止める上での質問を重ねてまいりましたが、改めて町長に伺います。度重なる選挙で示された沖縄県民の明確な意思にもかかわらず、日本政府安倍政権は、アメリカの手先となって辺野古新基地建設を強行しています。5月17日の県民大会、翁長知事と官房長官、安倍首相、防衛大臣との相次ぐ会見、日本記者クラブ、外国人記者クラブでの会見、そして訪米しての上下院議員、政府要人などとの会見で辺野古新基地は造らせないと発信しました。国際法に反して奪われた土地に造られた普天間基地が古くなったから、世界一危険だからということで新しい基地をよこせ、嫌なら代案を出せと言うのは理屈がとおらない、政治の墮落だとの主張は世論を動かしています。そこで安倍政権の強行する辺野古新基地建設に県民の反対はますます広がり、全国でも反対が多数になっている。町長の見解と具体的にどう行動するかを問う。ということが1点目。安倍政権の強行する新基地建設を町長はどう捉えているか伺います。

2点目、安倍政権の辺野古新基地建設の強行は、民意無視である。新基地建設は中止すべきだが、町長の所見を伺います。

3点目、翁長知事と安倍首相など首脳との会談、訪米行動をどう評価するか伺います。

4点目、新基地建設を止めさせる上で町長はどう行動するか伺います。

次に、安倍自公政権は、憲法9条を踏み破り不戦の国日本を海外で戦争する国に作り変える戦後最悪の法案、戦争法案とも言うべき安保法制を平和安全法制の名で国会に提出し、夏までに成立させるとしている。この法案の成立如何では、日本は今、戦争か平和かの歴史的な分かれ道に立っている。この間の国会論戦で国会に召集された自民党推薦を含むすべての憲法学者が揃って断じたように、この法案は憲法違反であることが明らかになった。また、この法案を推進している皆さんが、ありもしない大量破壊兵器を口実にしたイラク戦争支持の検証すらできない異常なアメリカ言いなりの方々であり、ポツダム宣言の論評すらできない、過去に日本が引き起こした戦争の善悪も判断できない内閣、これまで自民党の中枢にいた政治家や現職自民党国会議員からも批判されています。批判されるほどの内閣であり、そうした内閣がこの法制を実現しようとしています。このような政権に戦争法を自由にさせたら海外で戦争をする国へ暴走する危険は、アジアと世界の平和を脅かすものになります。そこで安倍政権が国会に提案している安保法制は、戦力不保持、戦争放棄を明記した憲法に違反している。町長の所見を伺います。

それから2点目に、南風原町の憲法9条の碑がありますけれども、これへの説明パンフレットが現在ありません。それを作成配布して平和の発信に努めるべきではないかということで伺います。

3点目に、災害弱者、災害要援護者という言葉があるようですけれども、その情報共有は進んでいるか。(1)独居老人など災害時の要支援者・弱者への避難誘導ができるよう

必要な情報共有の体制はできているか伺います。

4 点目、翔南小学校、南星中学校のトイレは他の小中学校のトイレが洋式中心なのに対して、いままで和式中心となっています。これをリフォームすることを表明しておりますけれども、その進捗状況がどうなっているかを伺います。(1) 今年度の予算でその比率はどうか改善されるのかを伺います。(2) いつまでにこの差を解消する計画かを伺います。

5 点目に、バス停への屋根設置の進捗状況について伺います。(1) 当間原バス停に屋根を設置するというので計画があると伺っております。その進捗状況について伺います。(2) その他の県道・国道のバス停への県、国の計画がどうなっているかを伺います。

(3) 沖縄銀行の南風原支店が最近移りましたけれども、その前にあるバス停、以前は印刷団地前バス停と言っておりましたが、そこのバス停に以前のように屋根が取り付けられるように働きかけられないかを伺います。以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。穀議員においては、この普天間基地、米軍基地に関連する問題等において再三私に問われますが、私は一貫してオスプレイ、辺野古基地の問題においてはブレることなく、当然国に要請した一人でもありますので、こういう意味では今後も一貫して進めてまいりたいと思っております。

1 点目にありますように、安倍政権が強行する辺野古基地建設をどう考えているかありますが、一貫して、また昨年的一年間というのは、私たち沖縄県民が一丸となってオスプレイの問題等に建白書も携えていったその後から、当然沖縄県民が一つになって辺野古はノーだと、民意としての名護市長選であり、また県知事選であり、国政であり、あらゆる選挙において大きな沖縄県民の声が反映されているものだとこのことです。これを受けとめた沖縄県と本土との違いはそこにあるのだなということを理解してもらいたい。また、国土の 0.6 パーセントの中に 74 パーセントの米軍基地が集中していることに対しても怒りが伴っていることをよく理解してもらいたいと思っております。これに対しては、日本政府だけではなくて日本国民も、また日本国民からすると沖縄だけある面で差別扱いの部分、偏見的な見方もあろうかと思っておりますので、そこを少し考えてもらいたいという思いであります。新基地建設において、安倍政権に対してはいかがなものかと感じております。

2 点目においても、一貫して普天間基地の早期閉鎖と新基地建設中止、その辺野古については沖縄県民の総意だと理解して私は今後も日本政府にも理解してもらいたいと思っております。翁長知事が安倍政権と会談したことをマスコミが取り上げて、国民、第三者から見て、総理の声と翁長県知事の声、どちらが本当の正当性を持っているのか、窮状を訴えているのか、これに対して賛否を問うのであれば、少なくとも翁長県知事が有利に訴えることができたのではないかと痛感しております。そういう意味では、この思いを今後も持続して、翁長県知事が考えている思いを、県民の思いを今後も継続して訴えていく

ように進めてもらい、これをまた本土だけではなく米国にも足を運ばれたことは米国でも日本政府と沖縄県の違いはそこにあるのかと、日本政府と沖縄県の情報とではかい離があると少しでも理解させることができたのではないかと、第一歩だと私は思っております。その第一歩を着々と築いて、訴えていくことで米国も沖縄県民の思いを捉えることにつながっていく要件になればありがたいと思います。また、日本政府もこれを捉えて日本国民が同じようにわが身のごとく考えてもらいたいと感じておりますので、私は翁長知事がとった行動は正解だと、また今後も継続してもらいたい思いであります。そして今後も辺野古の新基地建設問題等においては翁長県知事と行動を共にすると一貫して前から申し上げているとおりであります。

さらにまた 2 点目の今回国会に提案している安保法制、憲法 9 条に定める戦力不保持に違反している問題等においてですが、やはり国家として戦後 70 年も私たち日本は武力を持たない平和な国だと世界の国々から認識してもらっていると思っております。これに不備があれば変える余地もありますが、不備がないのにどうしてこの平和な国のものを変える必要があるのかということを考えております。そういう面ではこれを変えたとすると、せっかく世界から認知されている平和の国家が崩れる恐れがありはしないか、不備があれば変える必要がありますが、不備がないと私は考えておりますのでそのまま継続していくべきだと、今の問題は容認できるものではないと考えております。

また、私たちは憲法第 9 条を大事にしていくべきだと思っておりますので、これに対しては皆が共有できるよう情報も発信していくことが大事ではないかと思っております。そのようにご理解をお願いします。その他については、私に代わって副町長からさせていただきますと思っております。状況如何では私も応えさせていただきます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 3 点目、災害時要支援者の情報共有は進んでいるか (1) についてお答えします。現在、災害時要援護者名簿を作成したところです。今後、要援護者が地域内で安心・安全に暮らすことができるよう社会福祉協議会、民生委員、児童委員の協力を得て、災害時要援護者台帳を整備してまいります。

質問事項 5 点目、バス停への屋根設置の進捗状況ですが、当間原バス停の屋根設置については、南部国道事務所において平成 26 年度から歩道拡幅と同時に上屋設置の予定で用地取得や物件補償の交渉を進めていますが、現在、交渉が難航していると聞いております。

(2) については、既存の国道バス停への上屋設置については、歩道幅員が狭く上屋設置はできないということでありました。また、県道 241 号線や現道の国道 507 号への上屋設置については、沖縄県で計画されておりますが、バス利用者や公共施設等の優先度の高い箇所から進めていきたいとの説明を受けています。(3) については、印刷団地前沖縄銀行南風原支店前のバス停の上屋については、沖縄県バス協会が 7 月ごろに設置予定とい

うことを確認しております。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 質問事項4番、翔南小学校、南星中学校のトイレのリフォームに関するご質問にお答えします。(1)でございますが、トイレの洋式便器比率は、翔南小学校で29パーセント、南星中学校が21パーセント、他の4校の比率が69パーセントでございます。今年度の洋式トイレの改修は予定しておりませんので他校との比率は現状のままでございます。(2)でございますが、そのリフォームに関しましては、平成28年度から着手いたしまして、年次的に平成30年度までには改修してまいりたいと斯様に考えております。お願いいたします。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ご答弁、ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。まず、毎回議会のごとに町長に答弁いただいているわけですが、確かに建白書を堅持すると何度も答弁をいただきました。今回、辺野古基地の建設は民意に反するのだと、選挙の結果示されたものにも反するのだということで明確な答弁をいただけたものと思っております。それはそれとしてたいへん重く受けとめたいと思います。ぜひこの点では町民・県民ともに、辺野古新基地建設をストップするというところで力を合わせていきたいと思っております。同時に、この造られようとしている新基地が単なる普天間飛行場の平行移動、横に持っていくということなのかどうか、その基地のあり方と言うのか、どのような基地になろうとしているのか町長のお考えを伺いたいと思っております。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩 (午前10時20分)

再開 (午前10時22分)

○議長 宮城清政君 再開します。町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。私たち沖縄県においては、冒頭で申し上げました沖縄県に73.8パーセントの基地が集中していること自体が異様だと思っております。にかかわらず、普天間基地が危険だと日本政府も認めていらっしゃいます。辺野古に移転すれば今の危険度が軽減されるのではないかと、言葉は良く聞こえるのですが、これは沖縄県民としてどうなのか、平行移動だけではいかなものかと、むしろ安保の問題から考えたら、公平さから考えたら、全国に分散することも大事ではないかと思っております。この際、辺野古の問題ではなく、普天間を移設するのであれば、他国も含めて検討するのが当然だと、平

行移動することはいかなるものかと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 移転するとかしないとかということではなくて、私が聞いたかったのは普天間の機能を移動するだけなのかということです。今知られている問題としては、単なる移設ではなくて弾薬搭載エリアやあるいはオスプレイを100機常駐できるだとか、強襲揚陸艦が接岸できる港を要するだとか、こういった機能の集約強化だということを町長も認識していらっしゃるかどうかが確認をしたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 毅議員がおっしゃるように、今の普天間基地を移動するだけじゃなくてむしろ今以上に強化につながるものだと、弾薬庫においてもどうなるのか、こういう意味では普天間を辺野古に移して面積は小さくなるのですが、中身においては強化される可能性は十分あるものだと、そういうことはいかなるものかと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ほぼ認識は共有できたかと思えます。改めて、新しく造られる基地は、それこそ耐用年数200年の、私たちはもはや生きていない、次の次すら生きていかどうか分からないようなそういうものに沖縄を縛り付けるものになるし、日本を防衛するどころか他国を侵略する出撃拠点になるのだということを改めて指摘しておきたいと思えます。町長は県民の民意に反しており、許されないと繰り返しおっしゃっています。引き続き建設中止を求めるとその立場に立つかどうか改めてお伺いします。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 辺野古の問題等においては、沖縄県民の民意を尊重すべきだと思っております。当然中止だと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ありがとうございます。3点目の件に関しても翁長知事の政府首脳との会談や米国での報道について、県民の思いを伝える第一歩になったと、今後とも継続して欲しいというようなことでした。私もそのように思います。確かにすでに日本政府か

らは、日本政府と約束したのだから甘えたことは言わないでくれと、恐らく米国にも言っていると思います。ですから、それほど簡単なことではもちろんないけれども、しかしながら沖縄県民の立場はこうだということを当事者であるアメリカに伝えたことはたいへん大事なことだと思います。その点では町長と認識を共有するものだと感じております。改めて町長はどう行動するのかという点について、翁長知事と行動を共にしたいと答弁をいただいております。これはたいへんありがたいことでもありますけれども、私はさらに進んで、今現在、県内各自治体で、あるいはその自治体の中でも自治会単位、さらに小さな単位での辺野古新基地建設を許さないという趣旨での組織づくりが続々進んでおります。南風原町でもそうした組織づくりを求める声がたくさんありますけれども、町長もそれに率先してそういった組織づくりを進めていくお考えはありますか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 この問題等においては、大衆運動を私が先導することに対していかなものかと問われると思いますので、これに対しては賛同する者として、私は沖縄県民一丸となる時期ではないか、一本化して今後も進めていくべきだと、行動を起こすべきだと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ぜひ町長も議長も先頭に立って、それこそ全県の先頭にも立って、国に建白書を携えて届けた経緯もあります。全県民的、全町民的運動をぜひ町長も一緒に作り上げていくということを改めて要望しておきたいと思っております。

次の2点目ですけれども、憲法は守るべきだという趣旨の答弁をいただきました。平和憲法は維持すべきだという趣旨のご答弁だったかと思いますが、私が聞いたことと少しずれている感じがしましたので改めて伺います。答弁書で見ますと憲法は戦後復興、平和の安定に寄与してきたことを述べて、安倍総理が進めている憲法改正は平和憲法のなし崩しにつながる恐れがあるため決して容認すべきではないと答えておられますが、憲法はまさにそのとおりで何の異論もありませんが、ここで聞いているのはその憲法に反して本国会で成立をさせようとしている安保法制、平和安全法などと名前を付けているようだけれども、この法律が憲法違反だという認識があるかどうかを聞いています。改めてご答弁願います。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前10時30分）

再開（午前10時30分）

○議長 宮城清政君 再開します。町長。

○町長 城間俊安君 最初に申し上げましたように、この日本国憲法は日本を復興させた憲法、平和をもたらした、豊をもたらした憲法だと思っておりますので、これを敢えて変えるのかと、むしろいかなものかと考えております。また、この時期において今の平和を変えようとするともむしろ憲法のなし崩しになりはしないか心配もしております。と申しますのは、違憲だとか合法だとか学者でも賛否のあるようななかにおいては、国民に対してもっと理解させるだけの情報を発信することではないか。そういうことが今はできていないと思っておりますので、そういう意味では今の憲法をそのままに、変えていく必要はないと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今大事な点で、安倍政権は今国会で憲法を変えようとは言っていないのです。憲法はそのままにして別々の法律を作ろうとしている。作ろうとしている法律が憲法に違反するのだというのが大多数の憲法学者で、このあいだのTBSの報道で見れば200名あまりの方々には違憲だと、合憲だと言うのは3名でした。確かに多数意見ではないかもしれないけれども、憲法研究者の皆さんはそうなのです。今は憲法を変えようという話ではないのです。憲法はそのままにして別々の法律を立てようという話なのです。これが憲法違反なのかどうなのかという町長の認識を聞いているのです。改めて伺います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 おっしゃるとおり、憲法は触らずに、中身の意味に触れていこうとしていますが、憲法に不備があれば中身に触れる必要がありますが、骨格は世界から認知されているもの、日本国民から理解されているものですからこれを敢えて変えていくことに対して、違憲だとか合憲だとか、また大多数はいかなものかとおっしゃっていますし、これに対して私はむしろ憲法9条の11項目でしたか、これを変えようというのはいかなものか。もっとゆっくり国民と論議をして、国会とも大いに論議をして、認知させるぐらいやっていくべきではないか。不備があるものであれば私は変えていくことも大事だと思いますが、不備がないから私は手を触れるべきではないと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 平行線なのですが、憲法の条文もまた変えないかたちで進めている

わけです。けれども、内実は憲法の規定を超えた、憲法の規定にないようなことをしているというのが私は多くの憲法学者の皆さんの指摘だと思います。今の町長のご答弁は、十分に説明がされていないと、説明不十分であると受けとめれば、拙速な法制化は、もっと言えば本国会での成立には反対するということをもっと明確に述べてはどうかと思いますがいかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 国会においてもいろいろな論議がされておりますが、私たちにおいても南風原町民のことを考え、南風原町長として今回の改正についてはいかななものかと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 6月1日に報道された共同通信の世論調査では、この安保法制について自民党支持層の69.1パーセント、公明党支持層の81.7パーセントが十分に説明されているとは思わないということでした。その後、憲法審査会での3名の参考人の皆さんの発言があったわけですから、さらに広がっているとみるべきだと思います。その点では町長の立場は拙速な決定をしないで欲しいというように受けとめたいと思いますが、私はやはり憲法に違反する以上、法制化すべきではないと、日本弁護士連合会もそれを求めています。そのことをご報告しておきたいと思います。これまで許される武力行使というのは、わが国に対する急迫不正の侵害への対処とのことでした。海外での武力行使は許されないということになります。それを180度転換する違憲の法律だと言わざるを得ないと思います。それから、これまで米国の起こした戦争にたった一度もノーと言ったことがない。米国の言いなりになってきた政府にその法律を与えることがどんなに危険なことか、十分認識されなければいけないのではないかと思います。さらに、過去の日本の起こした戦争、日本・ドイツ・イタリアの戦争が侵略戦争であり間違った戦争であることは、戦後国際社会の共通の価値であって、日本が受け入れたポツダム宣言をつまびらかに読んでいないと論評できないといった、間違った戦争すら認めない、こういった人たちに憲法9条を破壊し戦争できる国へ突き進むことは絶対に許されないことを思うわけですが、町長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 戦争に対する思い、沖縄県民であればご先輩の皆さん方は地上戦を体験なされて日本国で一番理解なされていると思います。こういうことからすると、平和

に対する思い、願い、戦争の恐さを知っていると思いますので、また今ご健在の方々には戦争を体験なされていないかもしれませんがご先輩の皆さん方から何らかのかたちでお話を聞かされて、少なくとも理解に近いぐらい解してるのではないかと思いますので、私は戦争につながるようなことに対しては参加すべきではない、反対していくことが一番大事だと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 戦争につながることは反対すると明確におっしゃいました。どれが戦争につながるのか今度はそれが問題になってくるわけですがけれども、ぜひ3点については今後も、特にこの時期、説明不足であろうが何であろうがとにかく、夏までにやるのだと、よその国と約束してきたのだというやり方は許さないということを貫いて欲しいと思います。

2点目のパンフレットの件についてちゃんとした答弁がなかったという気がするのですが、改めてパンフレットを作成配布して平和の発信、町長が今おっしゃったような沖縄県民、南風原町民、戦争につながることはやるべきではないと発信すべきだと思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。現在この憲法9条の碑のパンフレットは、直接的にはございません。町勢要覧と観光サイトには紹介はされております。文化センターで20号壕のパンフレット等もございますのでそれに組み入れる方法、その他のパンフレットも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今ほど憲法、特に憲法前文と第9条が大事になっている時期はないと思うのです。その点では20号壕のパンフレットの中に組み込む方法もあるかもしれませんが、そういう趣旨からして別個に作成して壕を訪れる方々などに憲法9条の碑のパンフレットもお渡ししてその趣旨を発信していただきたいことを要望して終わります。

次に、災害時の要援護者名簿についてですけれども、今ご答弁いただきました。昨日の同僚議員へとのやり取りがございました。このなかで要援護者名簿を作成するとのことでしたが、これは必要な関係者、民生委員や社協あたりへは貸与しているとのことでした。またそれは貸与をしている、そして台帳の整備をする、その整備の上では本人の承諾が必要でそれはこれからということだったと思うのです。そのやり取りを聞いていて、貸与す

る時点で本人の了解が必要だと思うのですが、いかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。昨日の私の答弁で、議員おっしゃるようにすでに第三者への提供に当たるのでその部分は本人を確認せずに渡しているのではないかという疑問が出てきたという部分でございます。確かにおっしゃるように、社会福祉協議会と民生委員には名簿をお渡ししています。この部分に関しては本人の同意は得ておりません。説明が長くなると思いますが、この経緯は、以前は福祉関係の部分で民生委員には要支援者などの方々には普通に情報提供していました。しかし、個人情報保護の法律が成立してそれができなくなりました。しかし、厚生労働省などからそういう要支援者には市町村は配慮するよという部分も出てきまして、さらに各市町村がそこをうまく活用できるように、個人情報保護審議会も設置されてきました。そこで、この災害時の要支援者に対しても、町としてはできるだけ早く社協、民生委員にはお渡ししたいということで、町の情報保護審議会に審議していただきました。その個人情報保護審議会のなかには第三者に情報提供するに審議を得てできるということがございますので、審議していただいて、個人情報保護審議会から社協と民生委員には本人の同意はなくてもこの情報は渡していいと、ただ、渡す情報は 4 情報だけでございます。住所、氏名、性別、生年月日だけでございます。この部分に関してはお渡しできるということで渡しております。そして、その次がありまして、今度は市町村が災害時に災害援護者の避難に向けて、災害要援護者の台帳を整備しなければいけないとあります。そこには、要援護者の皆さんがどういう状態で、さらにこの方にはどういう支援者の方々がいると、またさらにもっと踏み込んだ情報が必要となってきます。この部分を含めての台帳提供となりますと、個人の同意が必要となります。そうなりますと、相当の件数がございますので、その一人一人から同意を得たものを台帳としてきっちり整備して、今後、関係機関とこの情報を共有していかなければいけないこととなります。ですから今、民生委員、社協にお渡ししているのはこの 4 情報の部分で、審議会に諮って渡したものです。その後、同意を得たものを今後きちんと整備して、災害時に活用していくということでございます。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 ご丁寧にありがとうございました。災害はいつあるか分からないわけですから、やはりそういった体制はなるべく早く整えておく必要があると思います。民生委員の皆さんには、住所など 4 情報の名簿がお渡しされているということです。取り敢えずと言いますか、災害はいつ起こるか分からない、そのときに民生委員の担当する地域にはどういった方がどこにいらっしゃるということが把握されていないとこの方の手助け

に行けないわけですから、そういった名簿が民生委員の手に渡っているということであれば、緊急の際にはその使命が果たせるという理解を今しておいてよろしいわけですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 緊急時においては、民生委員だけではなくこの方の周囲に支援できる方々がそれぞれいらっしゃると思います。とにかく皆で、できる方が支援すると。今回、名簿を貸与していることに関しましても、これまでの民生委員の活動で、普段からの見守り活動に有効に活用していただきたいと、この普段からの見守り活動が有効に行われることで万が一の場合において生かされると認識しております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そうですね。独居の方だとか高齢者だけの世帯だとか、常々から、お元気ですかという安否確認と言いましょうかね、そういったことで状況も把握しておいて、いざというときに役立てることは非常に大事なことだと思います。特に、昨日もありましたマンションですとか集合住宅がどんどん建って、以前ほど関係が親密に持ち難いという状況もどんどん出てきていて心配されますけれども、そういったことに対応できるような仕組みをぜひこれからも整備していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、翔南小学校と南星中学校の問題ですが、今答弁がありましたように、その差が歴然としているわけですね。21パーセント対69パーセントですからね。逆転していると言ってもいいぐらいの数字になっているのを私が以前にも指摘をして、それをもって平成28年度からの答弁をいただいたわけですが、いまさらということになるのだけれども、前回指摘したのは予算編成前だったと思います。そういう認識であれば、やはりそれは一遍にということではなくても着手できたのではないかと思います。計上されていない予算を審議できないわけですので、なぜそういうふうにならぬ一年遅れて平成28年度からの計画になったのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 お答えいたします。議員にもお配りしています洋式トイレの数値を見ますと歴然として、最初の登弁でもお答えしたように差があります。去年の翔南小学校のトイレに詰まりがあることでの予算要求の時に、大城議員からはそのように指摘もございました。それを受けて整備につきましては平成28年度から実施計画に上げて予定をさせていただきます。平成26年度に計画をして実施計画に上げましたので、それで実施計画は1カ年後の計画になってきますので事業的には1年後の計画になってございます。南星中

学校と翔南小学校のそういった事業で随時計画をしまいいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 もっと早くという思いはありますが、ぜひ着実に推進していただきたいと思います。

最後に、バス停の問題についてこれも何度も聞かせていただいているわけですが、当間原バス停について国が行うけれども地権者との交渉が難航していてすぐにはできないよさだというような答弁だったかと思えます。ただ、改めてこれについては地権者からなかなか同意を得られないから、得られるまでの部分の整備をして、屋根は付けないということにならないようにしていただきたいと思います。町長にこのバス停屋根の問題で質問したのもう2年、3年になると思えます。町長、そのころのやり取りをしっかりと思い出していただいて、バスを待つ間の皆さんの、雨降りだとか暑い日差しのかきの苦勞と言いますかそういったものが忍びないとおっしゃったかと思えます。ぜひ改めて、これは国が諦めたというようにしていいものなのかどうか、町長あるいは部長の認識を確認したいと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。現在交渉中ということで、交渉が難航していると聞き及んでおります。今の段階は、国道事務所ではまだ補償関係の金額等の提示には至っていないということでございますので、金銭面でのやり取りではないように思えます。詳細につきましては、個人情報にも関連しますので説明を受けておりませんが、今後もこの事業ができるような方向でこちらからも国道事務所と協議を重ねていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 最初の答弁で沖縄銀行前のバス停は7月ごろにはバス協会に建ててもらおうというたいへん嬉しい答弁がありました。そこを利用していた方々は、これまであったわけですからたいへん喜ぶと思えます。ありがたいことだと思います。その点では少なくとも町道は1つもない、いずれも県道、国道です。ですから、町の事業でやるといってもいろんな難しい問題があると思えます。けれども、逆に言うとこれまでずっと町長もそういった思いで取り組んできたはずなのだけれども、まだ1つも実現していない、むしろ今の沖銀前のバス停にはあったものが取り外されて、それはまた取付けてもらえるということであって、新たに実施するのはまだ1つもないわけです。この点、ぜひ改めて

決意を聞かせていただきたい。他の県道・国道については、公共施設等のことや優先度などから判断するのだという答弁がありました。例えばこの役場前です。ここは、スペースは十分あるはずなのです。だからあとは優先度の問題。なぜここは優先じゃないのか、このことについて確認したことがありますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 県事業につきましては、単年度でかなりの数の箇所を設置する規模ではないと聞き及んでおりまして、年間に設置する数が限られておりますことから、最初の優先順位としましては例えば那覇市内、かなり利用者の多い箇所が優先順位として付けざるを得ないだろうということでもあります。それでこちら役場の前につきましては、歩道の幅員も条件には達しておりますけれども優先順位からしますと少し後方になるのかという説明ではあります、こちらとしましてはせめて役場前両サイドの上屋設置につきましては早めに設置するようさらに要望も出しております。県につきましても役場前の両サイドにつきましては検討したいという返事をいただいておりますので、できますれば町として今年度設置できないか今後また協議を重ねていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 沖銀前は、バス協会にやっていただけるという先ほどの答弁でした。町長もぜひ負けずにこの役場前、あるいは兼城十字路の国道からこちら側、そして国道507号の津嘉山十字路やサンエーつかざんシティの前あたりも拡幅工事も入っているわけですからぜひ実現できるようにしていただきたいと思いますが、改めて町長の決意、意気込みを伺いたいと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。町としましても幅員確保ができてい
る箇所で上屋の設置が可能な箇所につきましては、できるだけ早めに設置したいということ
で事業者である県にも要請をかけておりますので、今後ともできるだけ前倒しでできる
よう強く要望していきたいと考えております。